



マイナンバー



マイナンバー制度 3つの目的

各行政機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための仕組みで3つの目的があります。

国民の
利便性の向上



行政の
効率化



公平・公正な
社会の実現



マイナンバーが必要となる区の手続

分野	必要となる手続	ページ
国 保	国民健康保険（国保）の届け出、国保の給付	62～64
	後期高齢者医療の届け出、後期高齢者医療の給付	69～72
税 金	住民税の申告、軽自動車税の減免申請など	73～76
福 祉	介護保険の届け出	82
	障害福祉サービス、障害児通所支援サービス、手帳・手当の申請など	91～97
	生活保護の申請など	98
こども	妊娠の届け出、児童手当の申請、児童医療費助成の申請、児童扶養手当の申請、児童育成手当の申請、ひとり親家庭等医療費助成の申請、特別児童扶養手当の申請、保育園入園の申請	99・102・104・105

引っ越したときも
手続が必要です

異動届（住所変更）や婚姻届（氏名変更）などの手続の際は、マイナンバーカードを提示し、カードの記載内容を変更する必要があります。

手続で必要となる書類

なりすましを防ぐため、マイナンバーを使う手続では、マイナンバーと本人確認を行います。手続の際は、以下の書類をお持ちください。

マイナンバーと本人確認が
1枚で済みます。

マイナンバーカードを
持っている場合

本人確認ができるものと
マイナンバーを証明する書類をお持ちください。

マイナンバーカードを
持っていない場合

日本国
運転免許証・パスポートなど

「マイナンバー入りの住民票の写し」もしくは「マイナンバー入りの住民票記載事項証明書」
※通知カードは、記載されている住所・氏名・生年月日が住民票と一致している場合のみ、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

顔写真付証明書がない場合は資格確認書＋年金手帳など2種類

皆さんのマイナンバーを守ります

制度面

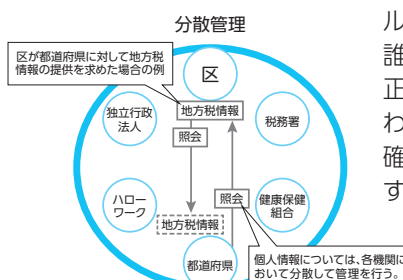
- (1) 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- (2) なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- (3) マイナンバーが適切に管理されているかを、個人情報保護委員会という国の第三者機関が監視・監督します。
- (4) 法律に違反した場合の罰則を、強化しています。

区も、皆さんのマイナンバーを安全に取り扱います！

- 職員の教育と監督を行います。
- マイナンバーを取り扱う場所を決めて管理します。
- マイナンバーを取り扱う機器の盗難防止と、書類やデータなどの施錠保管を徹底します。
- マイナンバーや個人情報を取り扱う担当者を限定します。
- 取扱規定やマニュアルを整備します。
- 業務委託先に対する監督を徹底します。

システム面

- (1) 個人情報については、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区市町村といったように分散して管理します。分散管理することで、各行政機関で情報漏えいのないよう万全な体制をとっています。
- (2) 行政機関間での情報交換で、マイナンバーのやり取りは行いません。
- (3) システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- (4) マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルで自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。



マイナンバー